

前橋市入札監視委員会（臨時）審議概要

開催日	令和3年4月26日（月）	
開催場所	K' BIX元気21まえばし 5階507学習室	
出席委員	石渡聡委員長、関崇夫委員、多加谷則子委員、堀江信之委員、宮寄文恵委員	
欠席委員	なし	
審議内容	官製談合再発防止に向けた入札制度改正について	
委員会による意見具申の内容	原案のとおり承認するが、必要な時点で適宜改正を行うこと。	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次のとおり	
	質問・意見	回答
1 職員不祥事の再発防止の取り組み		
	質疑等特になし	
2 再発防止に向けた入札制度改正		
【委員】 入札監視委員会において、談合を見抜ける要素はあるのか。		【事務局】 要素の一つとして、落札率が挙げられますが、積算基準の単価や中央公契約モデルで最低制限価格の算出式が公表されており、予定価格や最低制限価格が推測できません。一概に落札率で判断することはできないため、見抜くことは難しいです。
【委員】 予定価格の公表について、国や県の指導では、事前公表はイレギュラーではないか。		【事務局】 ご指摘のとおりです。国や県は、事後公表を要請しています。今回の事件は事後公表で起こったものであるため、事前公表することで、職員の関与を防ぎます。また、事前公表にすることで起こり得る問題の対策も含めて、制度改正を行うものです。
【委員】 国や県の指導ではなく、市が独自で決めてしまってもよいのか。		【事務局】 各市で決めることができます。

<p><b>【委員】</b> 変動型最低制限価格をランダム係数型にする効果はどうか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 中央公契約モデルでは、最低制限価格の算出式を公表しており、予定価格を事前公表することにより、最低制限価格を推測することが容易になります。そのため、1%の範囲内でランダム係数を導入することにより、最低制限価格を推測できないようにします。 また、入札前に職員が最低制限価格を知ることができないため、官製談合防止にもなります。</p>
<p><b>【委員】</b> 指名競争入札がなくなると、どのくらいの案件が条件付一般競争入札となるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 過去実績から考えますと、600件以上が簡易型一般競争入札となります。</p>
<p><b>【委員】</b> 一般競争入札になると、落札が一部の業者に偏ることがあるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 公の競争になるため、偏る可能性はあります。</p>
<p><b>【委員】</b> 今までよりも落札できなくなってしまう業者がでてくるのではないか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 可能性はあります。 そのような状況が出てきた場合は、公告の参加条件のなかで、地域条件などを検討しながら対処していく考えです。</p>
<p><b>【委員】</b> 最低入札価格が、複数の業者が同額になった場合は、どうなるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 現行と同様に、電子入札システムでくじ引きを行います。</p>
<p>3 原因究明調査委員会への提出資料について</p>	
<p>質疑等特になし</p>	